

總行行第513号
總行經第62号
令和7年11月21日

各都道府県財政担当部長
各都道府県行政改革担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市行政改革担当局長
各指定都市契約担当局長

} 殿

總務省自治行政局行政課長
(公印省略)
總務省自治行政局行政経営支援室長
(公印省略)

物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び
重点支援地方交付金の活用について（通知）

政府においては、賃上げが物価上昇を上回る状況を実現し、家計の実質所得を確保することが喫緊の課題であるという認識のもと、企業が継続的かつ安定的に賃上げができる環境を整えるため、「官」が先導して取組を進める観点から、官公需の価格転嫁の徹底を図ることとしています。

総務省においては、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）」（令和7年6月26日付け総務省自治行政局行政課長、行政経営支援室長通知）等により、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁を実現する観点から、地方公共団体の入札・契約手続において留意いただきたい事項をお示しし、適切な価格転嫁に向けた一層の取組を行っていただくよう周知してきたところです。

本日閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「総合経済対策」という。）において、「国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する」ことが決定されました（別添1：総合経済対策（抜粋））。

貴職におかれましては、改めて、下記事項に留意の上、地方公共団体の発注における価格転嫁の取組を徹底していただくとともに、別添2の「重点支援地方交付金」を

活用した公共調達における価格転嫁促進の事例も参考としながら、重点支援地方交付金の活用及び可能な限り早期の予算化をご検討いただきますようお願いします。また、事業の実施の際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

今後、重点支援地方交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、この旨周知願います。

なお、別添3のとおり、関係省庁から各都道府県商工担当部局に対して、中小企業・小規模事業者に対する賃上げ支援策に重点支援地方交付金の活用を検討するよう依頼がなされています。貴職におかれましては、効果的な施策が講じられるよう、商工担当部局と連携して対応いただきますようお願いします。

重点支援地方交付金の拡充については、今後令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 地方公共団体の発注に当たっては、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、必要な予算額を確保した上で、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成を行うこと。また、ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」（令和7年9月5日付け総務省自治行政局行政課長通知）も参考に、予定価格の作成を行うこと。
2. 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を担保するものであることから、原則として全ての請負契約において制度を導入することを検討すること。
3. 最低賃金の改定や資材価格の高騰など実勢価格の変化に応じた契約期間中における契約金額、指定管理料の変更を適切に実施すること。また、当該変更についての条項（スライド条項等）をあらかじめ契約に定めることについても、積極的に検討されたること。
4. 重点支援地方交付金については、上記1. の入札時や3. の契約変更時において、

当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分の上乗せを行うなど、地方公共団体が発注する請負契約における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のために活用可能となる見込みであることから、同交付金の活用及び可能な限り早期の予算化を積極的に検討されたいこと。

5. 上記のほか、令和8年度の予算編成においては、実勢を踏まえた適正な労務単価や資材価格反映した予算編成となるよう、予算編成に関する具体的な方針を定め、その旨を公表するとともに、議会に対しても適切に説明を行うこと。